

三原市農業委員会第10回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和7年10月24日（金） 午後2時00分
場所 三原市役所3階 会議室301・会議室302

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員16名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	一
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	一	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁惠	12番	阪井 瑞枝
		14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

3番 久留本 忠美 7番 平木 時治

3. 議事録署名人

4番 林 壽彦 16番 河村 博

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主査 茂見 鉄平

5. 審議事項

- 第60号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第61号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第63号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第64号議案 非農地証明申請について
第65号議案 農用地利用集積等促進計画案について

6. 報告協議事項

- 農地法関係諸証明事務等について
- その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は18名中、16名で定足数に達しておりますので、第10回総会は成立しております。なお、3番 久留本委員、7番 平木委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、4番 林委員、16番 河村委員を指名します。

議長 これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。

議事日程は、日程第1を第60号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第65号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第65号議案を上程します。

農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。

第65号議案に係る、資料65の第1番から第19番について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 11 ページをご覧ください。第 65 号議案農用地利用集積等促進計画の案について説明します。

この農用地利用集積等促進計画の案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案中段の地域別面積集計のとおりで、

三原地域から須波西町 2 丁目〇〇 ほか 5 筆 面積 2,864 m²

本郷地域から本郷北 2 丁目〇〇 面積 322 m²

久井地域から久井町坂井原〇〇 ほか 1 筆 面積 3,276 m²

大和地域から大和町上徳良〇〇 ほか 9 筆 面積 21,170 m²

合計 19 筆、面積 27,632 m²が提出されています。

農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 65 に記載の通りです。

以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長

次に、日程第 1 第 60 号議案を上程します。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 96 件から第 105 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 1 ページをご覧ください。第 60 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。

第 96 件は、〇〇から、埼玉県の〇〇が、小坂町〇〇外 1 筆 地目：畑 合計 246 m²を、隣接地の住宅に移住予定であり、合わせて農地を譲り受け、新規就農するものです。

第 97 件は、〇〇から宗郷 5 丁目の農事組合法人〇〇が、沼田東町片島〇〇外 3 筆 地目：田 合計 5,732 m²について、相手方の要望を受け、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

本件は、譲受人が農地所有適格法人の要件に全て適合しております。

第 98 件は、〇〇から、東広島市の〇〇が、沼田東町両名〇〇外 1 筆 地目：畑 合計 465 m²を、隣接地の住宅に移住予定であり、併せて農地を譲り受け、新規就農するものです。

譲受人は外国籍ですが、在留資格は「日本人の配偶者等」であり、東広島市の会社に勤めています。就労制限はなく、在留期間が耕作に必要な期間内に満了することもなく、期間満了後は更新見込であることも確認しております。

第 99 件は、〇〇から、岐阜県の〇〇が、本郷町上北方〇〇外 3 筆 地目：畑 合計 1,598 m²を、隣接地の住宅に移住予定であり、合わせて農地を譲り受けて新規就農し、養蜂業経営のための蜜源植物を栽培するものです。

譲受人は、現在経営している養蜂場を移転するため、条件に合う土地を全国で探していたところ、本件申請地が適地としてみつかったものです。

第 100 件は、〇〇から、明神 3 丁目の〇〇が、本郷町南方〇〇外 4 筆 地目：田 合計 1,960 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 101 件は、〇〇から、久井町の〇〇が、久井町坂井原〇〇外 7 筆 地目：田 5 筆、畑 3 筆 合計 6,349 m²を、相手方の要望を受け、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 102 件は、〇〇から、久井町の〇〇及び〇〇が、久井町坂井原〇〇 地目：田 2,887 m²を、居住地から近く、現在も耕作しており、譲り受けて引き続き耕作するものです。

なお、当該申請地は、令和7年9月総会において、譲受人を○○とする農地法第3条許可の決定を行ったものの、譲受人を共有名義とする必要が生じたため、許可の取消と再度の許可申請を行いたいという願出があったことから、令和7年9月30日付けで当該許可の取消を受理しております、本日の報告事項に掲載しています。

第103件は、○○から、大和町の○○が、大和町萩原○○外4筆 地目：田 合計6,611m²を、居住地から近く、現在も耕作しております、譲り受け引き続き耕作するものです。

第104件は、○○から、大和町の○○が、大和町萩原○○外1筆 地目：田1筆、畑1筆 合計368m²を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けます。

第105件は、○○から、大和町の株式会社○○が、大和町大草○○外4筆 地目：田3筆、畑2筆 合計1,240m²を、法人の事業所から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けます。

本件は、譲受人が農地所有適格法人の要件に全て適合しております。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

8番

第96件について、当該申請地は譲受人が購入の手続きを進めている宅地に隣接しており、移住予定の住宅と併せて、申請地を譲り受け、新規に農業を行うという案件です。

議長

他に補足説明はありませんか。

・・・「挙手なし」・・・

議長

他にないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定することに決しました。

議長

次に、日程第2 第61号議案を上程します。

農地法第4条の規定による許可申請について、第18件から第20件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書6ページをお開きください。第61号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

第18件は、○○が、本郷町船木○○ 地目：畑 430m²について、墓地及び駐車場に転用するもので、内容は、墓石2基、駐車場5区画です。

第19件は、○○が、本郷町南方○○ 地目：田 35m²について、浄化槽に転用するものです。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を浄化槽に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第20件は、○○が、大和町上徳良○○ 地目：畑 22m²について、道路及び庭敷に転用するものです。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を道路及び庭敷に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

申請地の農地区分は、第18件が第1種農地で、その他の案件が第2種農地です。

許可基準は、第18件が、第1種農地の不許可の例外規定：農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第4条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地で

は事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、全ての案件について、前回第9回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和7年11月中に除外見込みです。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議長

補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

可決された議案のうち、第18件については、第1種農地であることから、農地法第4条第5項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

議長

異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。

議長

次に、日程第3 第62号議案を上程します。

農地法第5条の規定による許可申請について、第98件から第101件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページをご覧ください。第62号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第98件及び第99件は、譲受人が○○株式会社で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する同一事業であるため、合わせて説明します。

第98件は、譲渡人○○、本郷北3丁目○○ 地目：田 608 m²、

第99件は、譲渡人○○、本郷北3丁目○○ 地目：田 186 m²、合計 794 m²に、太陽光パネル158枚、7棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。

第100件は、○○から、○○が、久井町坂井原○○ 地目：田 45 m²について、所有権の移転を受け、墓地に転用するもので、内容は墓石1基です。

第101件は、○○から、○○が、大和町上徳良○○ 地目：畠 33 m²について、所有権の移転を受け、道路及び庭敷に転用するものです。

なお、当該案件は、転用の許可を得ることなく、申請地を道路及び庭敷に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、全て第2種農地です。

許可基準については、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が農振農用となっている案件は、いずれも前回第9回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和7年11月中に除外見込みです

農地法、5条許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議長 補足説明がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長 次に、日程第4 第63号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、第8件から第13件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第63号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
第8件から第13件はともに、株式会社○○から申請のあった、太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請であるため、併せて説明します。
第8件は、令和6年4月25日付けで転用許可を受けた、沼田3丁目○○ 地目：田 1,147 m²について、土地の地盤が弱いことから海外メーカーから部材調達することになり、当該案件の工期を延期せざるを得なくなつたため、履行延期承認申請を提出されたものです。
第9件は、令和6年9月25日付けで転用許可を受けた、鷺浦町向田野浦○○ 地目：畠 2,095 m²について、第10件から第12件は、令和6年10月25日付けで転用許可を受けた、鷺浦町向田野浦○○、○○、○○ 地目：畠 各 910 m²について、第13件は、令和6年4月25日付けで転用許可を受けた、鷺浦町向田野浦○○ 地目：畠 850 m²について、強風に耐えうる材料の強度を考慮し、海外メーカーから部材調達することになり、当該案件の工期を延期せざるを得なくなつたため、履行延期承認申請を提出されたものです。
なお、履行延期期限は、全て令和8年10月24日までです。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19番 第8件の申請理由は、土地の地盤が弱いことから補強するために、第9件から第13件の申請理由は、強風に耐えうる措置を講ずるために、それと併せて、全件海外メーカーから部材調達することになり、当該案件の工期を延期せざるを得なくなつたということではないのか。

事務局 再度事業者へ確認をしておきます。

18番 当該案件について、許可条件の履行延期が承認された場合、事業完了の確認は誰が行うのか。

事務局 農地法第5条の規定による許可指令に、許可の日から3箇月後及びその後1年ごとの工事の進捗状況を、更に工事が完了したときは完了届を、許可に係る工事が完了するまでの間、報告する条件を附しているため、農業委員会がその完了届により事業の確認を行います。

議長 他に質疑はありませんか

・・・「なし」の声あり・・・

議長 他にないようなので、これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。

- 議長 挙手多数であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。
- 議長 次に、日程第5 第64号議案を上程します。
非農地証明申請について、第35件から第37件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書9ページをご覧ください。第64号議案 非農地証明申請について説明します。
第35件は、○○から、高坂町真良○○ 地目：畠 214m²について、昭和41年に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。
第36件は、○○から、大和町大草○○外7筆 地目：田7筆、畠1筆 合計4,501m²について、平成10年頃から耕作放棄し、現況：山林及び原野として、申請されています。
第37件は、○○から、大和町大草○○外2筆 地目：畠 合計1,436m²について、大和町大草○○及び○○は、平成15年頃から耕作放棄し、現況：山林として、大和町大草○○は、昭和43年頃に物置を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。
申請地の農地区分は、第37件のうち大和町大草○○及び○○が第1種農地で、その他は全て第2種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- 15番 第36件及び第37件について、当該案件の申請地、私の調査区である大和町大草では、熊の目撃情報が多数あり、徒歩で現地確認に行くことが出来ない。車で行けるところまでは車で行くが、そこから先は山の中なので命がけで歩いていくことは出来ない。当該案件についても、大草○○以外は現地確認出来ていない。このような場合はどのようにしたら良いのか。
- 事務局 農地パトロール実施時に係る全国農業会議所の実施要領では、農地一筆ごとに、道路からの目視で利用状況を確認する。ただし、災害その他の事由により、進入路が荒廃しているなど、その土地に立ち入ることが困難な場合は、この限りではないとされていることから、必要に応じて、所有者や周辺の関係者から聞き取りを行ったり、航空写真等を参考に判定するしかないと思われます。身の安全の確保を最優先に、調査委員の判断で危険と思われる場所には行かないようにしてください。
- 議長 それでは、調査委員の判断で危険と思われる場所には行かない、その場合は現地確認書に現地確認不能と記載するように対応をお願いします。
- 議長 他に補足説明はありませんか。
- ・・・「挙手なし」・・・
- 議長 他にないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 8番 第37件について、これは始末書を提出していただく案件ですよね、第35件については事務局から始末書の提出を求められたと申請者から聞いたのだが。
- 15番 第37件の申請者は市外に在住で、申請地に昭和43年頃に倉庫を建てた人の姪に当たる方です。申請地近隣に住む親族は皆亡くなられており、この度申請者が申請地を含む土地建物を整理する目的で、農地の登記地目を現況に即した地目へ変更するため非農地証明を申請したものです。申請者は建物を建築した本人ではなく、妹の子であるため、申請者に始末書を求めていません。
- 事務局 第35件および第37件について、広島県が示す農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインでは、転用の事実行為から、おおむね20年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているとか、それらの見込みがあるものなど、農地転

用行政上も支障がないと認められる土地については、非農地証明の対象にできるとされており、非農地証明の申請において、始末書の提出は求めていません。

議長 他に質疑はありませんか

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 他にないようなので、これより採決に入ります。
本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。

事務局 1 農地法関係諸証明事務等について

- 農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 13件
- 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 2件
- 取消願 2件

2 その他

- 今後の日程
令和7年第11回定例総会 11月25日（火）14時

議長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時7分
令和7年11月25日

議長（会長）

議事録署名者

同 上